

## 令和4年度第1回鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 開催日時 令和4年7月13日（水）午後6時から午後8時まで

2 開催場所 鎌ヶ谷市役所6階 第4委員会室

3 出席者

(1) 委員：

青山健彦会長、飯嶋孝明副会長、齋藤理英委員、佐藤孝丞委員、  
松崎泰子委員（欠席委員：岩佐祐希委員、内田徳子委員）

(2) 市側：

- ・ 事務局：井上総務企画部次長（事）総務課長、築地行政室長、  
北川行政室主査、大田行政室主査、津田行政室主査補、  
中谷行政室主任主事、中村行政室主任主事
- ・ 処分庁の担当課：葛木都市建設部副参事（北千葉道路担当）（事）  
北千葉道路・栗野バイパス推進室長、  
飯村北千葉道路・栗野バイパス推進室主査補

(3) 傍聴人：非公開のため、なし

4 議題

(1) 議題ごとの会議の公開・非公開について

(2) 会議録署名人の選出について

(3) 鎌ヶ谷市情報公開条例に基づく公文書開示請求拒否決定処分に対する  
審査請求について（諮問）

(4) 報告事項について

① 保有個人情報に関する外部提供について

② 個人情報保護法改正の状況について

5 審議内容

(1) 議題ごとの会議の公開・非公開について

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定により、審

査請求に関する審議は非公開とすることを決定した。また、審査請求に関する審議内容部分については、鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に規定する不開示情報に係る内容を含む事項を審議することから会議録を不開示とすることを決定した。

(2) 会議録署名人の選出について

会議録署名人は、議長を除き、50音順に2人選出するものとし、今回の会議録署名人は、齋藤委員と佐藤委員に決定した。

(3) 諮問について

鎌ヶ谷市情報公開条例に基づく公文書開示（請求拒否）決定処分に対する審査請求の諮問について（非公開）

====ここから不開示とする。====

(3) 諮問についての審議を行った。

====ここまで不開示とする。====

#### (4) 報告事項について

報告事項1 保有個人情報に関する令和3年12月から令和4年6月までの外部提供の状況について、資料に基づき事務局から報告した。

(委員) 「市長への手紙」の外部提供とはどういったものか。

(事務局) ある方が本市に加えて、隣接市に対しても意見を伝えたいと希望したため、ご本人の同意を得たうえで、隣接市の広報担当課に対して本市への市長の手紙の内容を情報提供したものである。

(議長) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する照会はどのようなものか。

(事務局) 例えば、ある方が原因不明で亡くなったような場合に、ワクチン接種の有無や時期等を確認する際の照会などが挙げられる。

(委員) これは捜査関係事項照会によるものか。

(事務局) そうである。

(議長) そういった照会に対して、公務員としての守秘義務と回答義務の関係はどうなっているのか。令状を伴う強制捜査なのか。あるいは、警察等による個人情報の問合せの場合、ケースバイケースで対応しているのか、それとも正式な照会がくるのか。

(事務局) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会ということで、正式な書面による照会及び回答となる。

(議長) 回答は全てに対して行っているのか。

(事務局) 質問事項により、個別に精査しながら回答に応じている。

(委員) 条例第9条第1項第5号に基づく審査会の意見を聴いたうえで行う提供にはどのような事例があるか。

(事務局) 例えば、保険年金課において、国民健康保険に加入している方が交通事故で怪我をして保険証を使ったような場合に、保険請求をするように国から指導を受けている。その情報が入手できない場合に、消防本部が保有する救急搬送に関する情報の提供を受けるとにつき、審査会に諮問し、妥当であるとの答申をいただいた。その後は、救急搬送され、保険証を使った方に対して、個別に案内しているといった事例がある。

報告事項2 令和5年4月1日施行の改正個人情報保護法の検討状況について

令和5年4月1日施行の改正個人情報保護法に係る本市の個人情報保護制度につき、現在、市において方向性を検討しており、現時点の素案につき情報共有を行った。

今後のスケジュールとしては、市が作成した素案をもとに、今年8月頃にパブリックコメントを行う。その後、9月頃に本審査会を開催し、新たな条例で規定する事項等につき、審査会の皆様の意見を伺う。

その後、市の方針を決定し、新たな条例を鎌ヶ谷市議会の12月会議へ上程することを見込んでいる。条例が可決されたら、関連規則や要綱等を整理し、市民の皆様や職員へ新制度を周知したうえで、令和5年4月からの施行につなげたいと考えている。

想定している諮問事項として、条例要配慮個人情報、個人情報取扱事務登録簿、開示請求時の開示決定期限と手数料、審査会の諮問事項などが挙げられる。また、検討を要する事項として、次の事項が挙げられる。

- ・ 現在、審査会に諮問して妥当とされ運用している各施策につき、新法の規定に照らして再度整理する。
- ・ 法改正により、内部利用や外部提供を行った際に審査会に報告する条例の規定がなくなるが、これを運用として継続するかについて検討する。
- ・ 従来、死者の個人情報については条例で個人情報保護の対象としていたところ、新法では個人情報の定義に「生存する」という要件が加わったことで、個人情報保護制度とは別に、遺族等による開示請求があった場合の死者の情報の取扱いにつき検討する。
- ・ 情報公開制度との不開示情報の整合性
- ・ 行政機関匿名加工情報について
- ・ 目的規定、市民・事業者の責務について

制度の根幹が変わる非常に大きな改正なので、市としてこれまで懸命に維持してきた個人情報保護制度の施策が後退することがないように検討していきたいと考えているので、何卒お力添えを賜りたい。

(委員) 非常に複雑な制度改正のように見える。民間事業者への影響もあるのか。

(事務局) 民間事業者に適用される法改正は、今年(令和4年)の4月か

ら既に行われている。行政機関との関係性でいえば、例えば民間事業者が市から業務の委託を受けたり、指定管理者であったりする場合、令和5年度からは本改正法の内容が適用されることもある。

(議長) 市の内部で事務の手引きのようなものを作る予定はあるのか。

(事務局) 現時点では明確に決めていないが、条例から改正法へと大幅に内容が変わるため、庁内の混乱を避けるためにも、作成の必要があると認識している。

(議長) 審査会の委員としても、知識を向上させていかなければならない。この機会に、さらに勉強していこうと思う。9月に予定されている審査会に備えて、資料があれば事務局から提供いただき、活発な意見交換や議論をしていきたい。

(事務局) 現在、全国の自治体が一斉に改正に向けて動いており、早い自治体では、既に審査会の答申をホームページ上で公表しているところもある。もちろん、本市として独自の制度の内容を考えていく必要があるが、他市の答申の情報などを、参考として、適宜委員の皆様にお送りさせていただいたほうがよいか。

(議長) そうしていただいたほうがよいかと思う。情報を共有して、鎌ヶ谷市の審査会としてしっかりと議論をしていきたい。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和4年10月19日

署名人 齋藤 理英

署名人 佐藤 孝丞